

# 国立大学法人筑波大学と文京区との相互連携及び協力に関する協定書

国立大学法人筑波大学を甲とし、文京区を乙として、甲乙両当事者は、相互の連携及び協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、もって地域社会及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

## (相互連携及び協力事項)

第2条 前条の目的を実現するために相互連携及び協力して行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 人材育成のこと。
- (2) 文化、スポーツ、芸術の発展及び産業の振興のこと。
- (3) 地域コミュニティの発展のこと。
- (4) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要であると認めたこと。

2 前項に規定する相互連携及び協力に関する具体的な内容については、甲と乙の協議の上、調整して定めるものとする。

## (協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は、1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

## (その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成22年 2月 9日

茨城県つくば市天王台1丁目1番地1

甲 国立大学法人筑波大学

代表者 国立大学法人筑波大学長

山田信博

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区

代表者 文京区長

成澤廣修